

会 務 月 報

第415号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成29年9月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成29年9月6日（水）
13:30～15:45
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
遠藤正幸、岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、佐野吉彦副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、佐野吉彦副会長
7. 議 事
(1) 専決事項
1) 日事連建築賞の受賞者決定の件

事務局より、資料1によって応募数、選考経過及び表彰等について説明がなされ、議長より平成29年度日事連建築賞の受賞者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおり受賞者を決定した。

2) 年次功労者表彰の受賞者決定の件

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。
表彰規程に該当する平成29年度年次功労者表彰候補者が、単位会より34名推薦された。表彰は10月6日開催の建築士事務所全国大会（和歌山大会）式典において行う予定である。

議長より平成29年度年次功労者表彰の受賞者決定について諮ったところ、異議なく資料2のとおり受賞者を決定した。

(2) 協議事項

1) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の運営等について

事務局より、資料3によって、大会式典等の運営、正副会長の役割、単位会からの参加申込状況及び来賓の出欠回答状況について説明がなされ、議長より大会式典等の運営及び正副会長の役割等について諮ったところ、異議なく資料3のとおり実施することとした。

全国大会運営特別委員長を務める佐野副会長より、従来の全国大会に比べ展示を充実させているので、ぜひ足を運んでほしいとの要請があった。

2) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び会場について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。
開催日は平成30年10月5日（金）、会場は帝国ホテルとし、例年どおり全国大会実行特別委員会を設置して、企画運営及び予算等を検討したい。

協議の結果、資料4の原案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。

3) 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催の中止について

事務局より、資料5によってこれまでの検討経緯について説明し、佐々木副会長より次の趣旨の発言がなされた。

8月の総務・財務委員会で協議した際、最後は日事連の運営サイドとして議論を尽くし、東京開催は平成30年度を最後とし、平成31年度以降は毎年地方開催に戻すこと（通年開催）を満場一致で決定した。今後は通年開催を前提として、総務・財務委員会で運営の形態や財政の問題を取りまとめていきたい。

堂田常任理事より、直近11年間の開催状況の表に参加者人数を追記してほしいとの要望がなされ、追記した資料に差し替えた。

伊藤常任理事より、中四国ブロックでは財政的に厳しいため、主管会を引き受けたくないと考えているが、2回目の主管会を引き受けてもよいという単位会はあるのかとの質問がなされ、佐々木副会長より、詳細なデータは取っていないが、全単位会一巡後は当然引き受けるものだと思うという単位会は少なくない。また、総務・財務委員会では、ブロックや単位会の事情等も考慮し、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応するとした旨回答がなされた。

大内会長より、次の趣旨の発言がなされた。

ブロック協議会に出席した際に、地方での全国大会に参加はしたいが、いざ自分の会が受けるとなると財政的に躊躇するとの声は聞いている。中四国ブロックの事情も理解できるが、JIAは今年度徳島で大会を開催できるのだから、財政や会員数だけを引き受けられない理由にするのではなく、どうすればコンパクトにできるかを一緒に考えたい。今年度は、和歌山会が知恵を絞って4,500万円弱の予算で頑張っている。基本的には、6ブロックを順番に回し、ブロック内で引き受けられる単位会がなければ、次のブロックで受けてもらうようにできればと考えている。過去の支出の内容を見ると、直接経費でないものも計上されているようなので、総務・財務委員会で検討し難形を示したい。

協議の結果、総務・財務委員会の提案どおり、東京開催は平成30年度を最後とし、平成31年度以降は、毎年地方開催とする。ただし、主管会を引き受けることに消極的な単位会があるため、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応することを決定し、9月通常理事会に報告することとした。

佐野副会長より、正副会長会で、全国大会は社会に対しアピールする場であることから、地方で人を集めて続けるべきであること及び青年話創会が同時に開催されるようになったので、大会の主力として任せていくという考え方もある等の意見があった旨紹介された。

4) 教育・情報委員会委員の変更について

事務局より、資料6によって東海北陸ブロック協議会より、教育・情報委員会委員の変更届が提出された旨説明がなされた。

議長より教育・情報委員会委員の変更について諮ったところ、異議なく資料6のとおり、6月通常理事会に提案することを決めた。

5) 国交省との意見交換会について

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

かねてより植村常任理事から提案されていた国交省との意見交換会について、今般、官庁営繕部より開催について了解を得た。日程は9月14日の理事会後。議題は①生産性向上の取組、②第三者監理について、③設計業務の適正な標準業務期間の設定、④設計時における積算について、で調整している。

富岡副会長より出席者名簿は用意するのかとの質問がなされ、居谷専務理事より用意する旨回答がなされた。

協議の結果、進行役を居谷専務理事が務め、開催することを決めた。

6) 9月通常理事会の議題等について

事務局より、資料8によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料8を9月通常理事会開催通知とすることを

決めた。

(3) 報告事項

1) 会員向けアンケートの実施結果について

事務局及び佐々木建築士事務所の業務環境改善WG主査より、資料9及び資料9-2によって次の趣旨の説明がなされた。

今般のアンケートは、構成員の協力を得てWebで回答してもらった。単位会を通さずに回答できたため、給与や残業等答えにくいことがあったにもかかわらず、構成員の14%・2,100超の事務所の回答が得られた。委託したリサーチ会社によると、回答率が10%以上であれば、統計として信頼できるとのアドバイスを受けている。ISOの取得状況や1人当たりの売上等、興味深い内容であるので精読してほしい。なお、前文が未完成であるが、補完し単位会に結果を報告したい。

2) 告示第15号の改正検討について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

検討委員会及び中央建築士審査会の開催・検討状況並びにヒアリング調査対象企業リストは資料のとおりである。本会の要望等は、業務報酬基準WGで検討し、検討委員会に委員として参加している佐々木副会長に述べてもらう。また、五会会長会議の際に提案され、設計三会で要望を取りまとめる予定としている。

佐々木副会長より、BIMや多用な発注方式等の変化を捉えていかなければならないため、約2年間でまとめるのは容易ではない。意見を出してもらえれば検討したい旨発言がなされた。

3) 既存住宅状況調査技術者講習の開催について

事務局より、資料11によって、全国の講習会開催予定及び申込状況の説明がなされた。

4) 既存住宅状況調査契約書及び約款の作成について

事務局より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款調査研究会に契約約款WG・サブWGを設け、大森弁護士に監修を受け作成する。調査業務の契約規模から考えて簡便なものとし、新たに重要事項説明書は作成しない。初回の埼玉での講習会前には、注意事項等を付してホームページで公開する予定である。なお、契約書等の印刷、紙での配布は行わない。

5) 「建築設計業務委託の進め方」検討会・検討部会について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

社整審答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」では、「発注者は、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施工者を選定する必要がある。」とされている。検討会では、適切な建築設計業務委託に資することを目的に、公共建築工事における設計者選定に関するマニュアル（建築設計業務委託の進め方）を全国営繕主管課長会議の付託事項として作成する。検討部会は、同マニュアルの作成にあたり、設計業務の受注者にあたる設計団体側の視点からの意見、提案を取りまとめ、適切に反映させることを目的に設置される。本会からは、検討部会の委員として、宮原理事、鈴木理事及び神奈川会白井会長に参加してもらう。

6) 全国空き家対策推進協議会の設立について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

空き家問題に係る情報の交換・共有、法務・不動産等の専門家等との連携による対応策の協議・検討、実践的な空き家対策の政策提言等を行うことを目的に、8月31日に全国空き家対策推進協議会が設立された。正会員は地方公共団体950余、顧問は国土技術政策総合研究所及び建築研究所の担当官である。本会も協力会員として参加する。

7) 厚生労働省からの改正労働契約法で規定された無期転換ルールの周知依頼について

居谷専務理事より、資料１５によって次の趣旨の説明がなされた。

９月１日付けで、厚生労働大臣より「無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要望書」が本会宛て送付された。これは、平成２５年４月施行の改正労働契約法に基づく無期転換申込権が発生する平成３０年４月が、半年後に迫ったことによる周知協力依頼である。単位会に通知し協力したい。

８）日本電設工業協会からの要望について

居谷専務理事より、資料１６によって、日本電設工業協会から８月２４日付けで「働き方改革の実現に向けて（現場管理社員の長時間労働改善に向けてのお願い）」が本会宛て提出された旨報告がなされた。

９）国土交通省子ども霞が関見学デーについて

居谷専務理事より、資料１７によって次の趣旨の説明がなされた。

資料１７は、今年の８月２・３日に行われた「国土交通省子ども霞が関見学デー」のパンフレットである。来年の実施に向けて、住宅局よりイベント等のアイデアを出してほしいとの要請があったため、後日でも構わないので意見等を出してほしい。

１０）会員・構成員異動報告

平成２９年６月末及び７月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料１８のとおり。

６月３０日現在 正会員４６団体、構成員１４,８１１事務所、賛助会員６社

７月３１日現在 正会員４６団体、構成員１４,８３１事務所、賛助会員６社

１１）後援名義等使用の催物について、事務局より資料１９により報告がなされた。

１２）経過報告について、事務局より資料２０によって報告がなされた。

１３）その他

堂田常任理事より、防災協定を県等と結んでいる単位会はあるかとの質問があり、以下の発言がなされた。

佐野副会長―大阪会では、四団体で大阪府等と協定を結んでいる。

栗原副会長―宮城会では、五団体で仙台市と協定を結んでいる。

<配付資料>

資料１：平成２９年度日事連建築賞の受賞者決定について

資料２：平成２９年度年次功労者表彰について

資料３：第４１回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の運営について（案）他

資料４：第４２回建築士事務所全国大会（東京開催）の開催日及び会場について

資料５：建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催の中止について他

資料６：ブロック推薦教育・情報委員会委員の変更について

資料７：国交省営繕部と日事連の意見交換会の開催について（案）

資料８：平成２９年９月通常理事会開催通知

資料９：会員事務所の労働環境等に関する実態調査報告書（案）

資料９－２：会員事務所の労働環境に関する実態調査回答数他

資料１０：設計、工事監理等に係わる業務報酬基準（告示１５号）改正の検討について

資料１１：平成２９年度「既存住宅状況調査技術者講習」（移行講習）開催日程一覧他

資料１２：既存住宅状況調査契約書および約款の作成について他

資料１３：設計、工事監理等に係る業務報酬基準（告示１５号）改正の検討について他

資料１４：会員・構成員異動報告等

資料１５：後援・協賛名義使用の件

資料１６：経過報告

■第４回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成２９年８月９日（水）１４：００～１６：００

場 所 We b会議

日事連会議室（委員長、担当副会長）

所属単位会等（副委員長、上記以外の委員）

出席者 委 員 長 伊藤光洋（山口）

副委員長 栗田政明（埼玉）

委 員 高橋清秋（宮城）、小河節郎（長野）、
藤井 均（富山）、上柿重信（徳島）、
野原 勉（沖縄）

担当副会長 遠藤正幸（静岡）

事 務 局 居谷専務理事、前田、千浜、野出

欠席者 委 員 松村和夫（滋賀）

（配付資料）

資料１：建築基準法第6条第1項四号に規定する建築物に係る
図書等の取り扱いについて

資料２：「四号建築物」に係る確認・検査の特例に関するご意
見について

参 考：中間検査申請書に壁量計算書等の添付が必要になりま
す。（滋賀県）

議 事

1. 四号特例に関する意見交換について

○事務局より資料１、資料２により意見交換の趣旨が説明され
た。おもな内容は以下の通り。

- ・「四号建築物」について不適切な設計が行われ、強度不足
が明らかになった事案や「審査省略」を「法令への適合
不要」との誤解を持つ設計者もいることから、「四号特
例」についての実態把握を行うことを目的に意見交換を
行う。

・質問項目は、

- ①「四号建築物」の特例が適用された物件に係る業務にお
いて、構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算
書等）の保存を義務化した場合の障害・懸念事項につい
て
- ② ①の書類を、保存と併せて建築主への引き渡しを義務
化した場合に考えられる障害・懸念事項について

③ ①②以外に有効と思われる仕組み等について
の３点である。

- ・会員事務所へのアンケート結果によれば、壁量計算書を保
存している事務所が８７．６％、建築主に引き渡している
事務所が８５．５％であり、日事連会員事務所では概ね、
保存と引き渡しは行われていると推察される（回答：２４
１事務所）。
- ・小規模な事務所への影響なども踏まえて本日は意見交換を
行っていきたい。

① 「四号建築物」の特例が適用された物件に係る業務におい
て、構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算書
等）の保存を義務化した場合の障害・懸念事項について
○次のような意見が出された。

- ・住宅瑕疵担保履行法が施行されてから壁量計算書は必ず作
成している。保存の義務化は支障ないと思われる。直営工
事の場合が懸念される。
- ・理解していない建築士がいることが問題。保存の義務化は
問題ない。
- ・保存の義務化はした方がよい。規模が小さくても施主にと
っては大切な建物である。瑕疵保険の検査員をしているが
設計の通り筋交いの入っていない建物がある。第三者が建
物を見ることも大切。
- ・ほぼ同じ意見である。消費者保護の観点からみると義務化
は必要。沖縄では木造住宅が５％しかないのであまり影響
はない。
- ・義務化には賛成。設計事務所としては半永久的に保存する
ことも必要。
- ・各会の会員事務所の状況としてはどうか。差し支えはないの
か。兼業事務所等から見た場合に差し支えや問題はあるか。
- ・安全・安心のため、構造計算や壁量計算は必要。施主に説
明することも必要。しかし保存については四号特例がさら
に義務化されると年間何十棟とあるので膨大な量となり保
存スペースもなくなる。１５年間の保存を義務づけられる
のであれば何らかの方法を考えてもらいたい。

- ・保存は大変とは思いますが、古い建物などは図面の保存をしている建築主は少ない。ある程度の年数は設計事務所が保存した方がいい。紙ベースで保存するのが難しければデータで保存するなど考えたほうがいい。
- ・基準法上は押印した紙ベースの図書の保存が義務づけられている。センター方式のようなシステムでの保管方法なども認めてもらえればいい。
- ・PDF化してデータで保管する方法も認めてもらえればスペースもそれほど必要ない。
- ・紙ベースでの保存は記名者の確認ができるか、15年間読めるかどうか
- ・四号の話とは違うが士法上の図書の保存に関しては電子データでも読みうる図書の保存のガイドラインがおおよそまとまった。
- ・事務所の立ち入り検査のときに保存状況を確認することとなり、保存されていなければ何らかのペナルティがあるかもしれないことも念頭に置いた方がいい。
- ・立ち入り検査のときに確認されるようであれば、確認申請をした方が確実に図書の保存ができると思われる。
- ・きちんと審査をしてもらった方がいい。都市計画地域外で確認申請が不要な地域がかなりある。
- ・瑕疵担保履行法があっても確認が不要ということはあるのか。
- ・瑕疵担保履行法と基準法の確認の検査は違う。第三者が検査・確認をした方がいい。道路を挟んで確認申請が必要のところと不要ところがある。消費者の立場からすると問題か。
- ・二級建築士で設計できる範囲の建物は、構造計算が不要ということになっているが、そこまで全部やるとなると審査も膨大になるし、設計事務所の業務も労力が増える。そのあたりも心配である。
- ・確認申請が必要であれば設計事務所に頼む。必要なければ大工等に頼む。設計事務所としては業務が増えた方がいいのではないか。

- ・四号建築物の計算書の保存を義務化するか、確認申請を受けた方がいいかという問題になるかと思うがそのあたりはどう考えるか。
- ・宮城県では確認が必要であるところがほとんどであるが、確認が不要なものは全国でどれくらいあるのか。
- ・量的にはわからないが、増改築等なども不要となるものが多いのではないかな。
- ・徳島県では件数はわからないが、面積的には山林も多いので半分くらいが不要なのではないかな。
- ・熊本地震の際に阿蘇地域等は確認が不要な地域が多く、壁量が足りているのかどうか原因が把握できないという話があった。壁量計算の数値が1cm足りなくて1級建築士の資格を停止された例があるが、そちらの方の建物の方が安全なのではないか。確認が不要であると何でもありになってしまう。国全体としての安全性はどこで担保するのか。確認が不要な地域の状況をもう少し把握しなくてはいけないのではないかな。
- ・国交省の提案だけで安全が確保できるか、その他の対応で色々考えていかなければならないことがあるのかななども含めて国交省に意見として投げかけてみたい。
- ・建物を建てる場合は、すべて確認が必要ということにしていかなないと色々抜け道ができてしまう。

○壁量計算書の保存義務化についての異論はない。データ化も含めた図書の保存方法も検討してほしいということを意見として提出することとした。

② 建築主への引き渡しを義務化した場合に考えられる障害・懸念事項について

○①がクリアできれば②は問題ないという意見であった。

③ ①、②以外に、有効と思われる仕組み等について

○設計図書の保存方法について電子化ベースで保存する方法や、センター方式でセンターを設けてそこへ保存する方法などを検討してほしいとの意見があった。

○このほか責任主体がはっきりせずに工事監理がきちんと行われていないなどの問題提起があった。

◎次回委員会

平成29年9月27日（水）14:00～16:30

Web会議で開催予定。

■第23回構造技術専門委員会議事概要

日時 平成29年7月21日（金）14:00～16:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委員 森田高市、仲山雅一、山浦晋弘

事務局 居谷専務理事、千浜、青柳、吉田

欠席者 委員 臼井勝之、徳竹忠義

【配付資料】

第22回 構造技術専門委員会議事概要

資料1-1 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法について

資料1-2 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）

資料2 7.21構造技術委員会 提出資料について（委員限り）

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

○資料1-1及び資料1-2により、熊本地震による被害状況を受け、耐震改修支援センター（（一財）日本建築防災協会）において、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法が作成された旨、事務局より報告された。主な内容は以下のとおり。

- ・「平面・立面の形」、「接合部の金物」、「壁の配置バランス」、「劣化の状況」について所有者等が行う「所有者等による検証」と、これにより判断ができなかった場合に所有者等から提供された状況を活用して、専門家が実施する「専門家による効率的な検証」の2段階の構成となっている。
- ・今後、所有者、リフォーム業者、設計者等に幅広く周知するとともに講習会を開催する予定である。

○資料2により、臼井委員より、東京会の練馬支部にて開催した熊本地震の被害状況調査に関する講習会資料が提出された旨、

事務局より報告された。前半は建物被害写真、中程に平成12年以降に建てられた建物被害写真、後半に断層ずれの写真を掲載している。

○以下のような意見交換がなされた。

- ・昭和56年以降平成12年以前の建物も昭和56年以前と同じくらいのストックがある。所有者に知らせることが大変ということのようである。平成12年以前の建物にはなかなか補助がつけられない。
- ・「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」について講習会を行う予定はあるのか。
→行政向けの講習会を東京と大阪にて開催しているところである。技術者向けの講習会は、木造耐震診断の講習を1時間伸ばして開催する予定である。
- ・「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」で示す「専門家」とは誰を指しているのかが不明である。
- ・資料1-2のP40に掲載の結果票に「検証実施者」を記入する欄があるため、責任が伴う調査になる。
- ・資料1-2のP13の所有者等による建物チェックにおいて、整形と不整形の区別を所有者等が判断できるのか。
- ・日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（青本）が発行される前にあった茶本と呼ばれる本には、一般の人が確認できるよう同様の検証法が載っていたが、あまり普及しなかった。
- ・一般の人が確認して、構造上問題なしと本当に言えるのか。
→一般の人が判断するには難しいことは理解しているが、調査対象の数量が多すぎるので、一般の人が一次調査をすることにより、専門家への依頼量を調整することとし、この形式になった。
- ・大阪市は、平成12年以前の建築物についても危険があると判断し、現在は、昭和56年以前の建築物と同様に、助成金が出る。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○構造技術についての基本知識の情報提供の内容について、検討を行い、以下のような意見が出された。

- ・昭和56年以降の建築物は安全であると思っている人が多いのではないか。平成12年以前の建築物についても注意が必要であると、注意喚起する内容にしてはどうか。
- ・仕様規定に従い壁量計算により、金物の設置を行うことが多いが、構造計算を行えば不要となる金物もあることを説明してはどうか。
- ・過去の法改正を中心に説明するのではなく、若手建築士が今後、構造に関して何に注意をすべきかを説明した方が、興味を持ってもらえるのではないかと。
- ・6畳程度のシンプルなモデルを作成し、わかりやすく説明してはどうか。
- ・金物の説明にも、設置されている状態の絵を入れたほうがイメージしやすいのではないかと。
- ・可能であれば、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」から、引用したらよいのではないかと。
- ・大阪会では、阪神・淡路大震災での被害に対応した構造や設備等に関する講習会を行ったことがある。テキストは被害状況、現象、気を付ける点の3段構成で作成し、意匠設計者等にも、好評であった。そのテキストの木造部分を引用できるのではないかと。

○協議の結果、以下のように決定した。

- ・平成12年以前の建築物について、注意喚起する内容にする。
- ・図や文章を用いてわかりやすく説明する。
- ・木造に関しての初心者、構造計算ができない技術者、若手意匠家等を対象にした記事とする。

○協議の結果、委員は、資料1-2、資料2及び下記の項目について問題点等意見を、8月25日（金）までに事務局へ送付することとした。

- ・接合金物
- ・4分の1分割法
- ・四号特例（図書省略）
- ・熊本地震の被害状況から四号特例により図書省略したことによって起こり得る被害

議題3. その他

○森田委員より、相模トラフの検証については、現在作業中であり、今年度中の発表は難しい旨、報告された。

◇次回委員会 平成29年10月11日（水）

14:00～16:30（日事連会議室）予定

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成29年

10月17日	建賠保険等調査専門委員会
24日	既存住宅状況調査専門委員会
11月6日	指導運営委員会
8日	既存住宅状況調査講習考査委員会 青年WG
10日	広報・渉外委員会
14日	監査会
15日	基本問題検討特別委員会

平成29年9月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年9月1日～9月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,835事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,031	4,487	23.0 %	- 1	254	24.6 %
青 森		182	958	19.0 %		39	21.4 %
岩 手	- 1	274	1,039	26.4 %		68	24.8 %
宮 城	- 2	357	2,066	17.3 %		76	21.3 %
秋 田		147	975	15.1 %		45	30.6 %
山 形	+ 2	184	1,180	15.6 %		56	30.4 %
福 島	+ 4	238	1,631	14.6 %		68	28.6 %
茨 城	- 3	494	2,060	24.0 %		153	31.0 %
栃 木	+ 2	182	1,408	12.9 %		83	45.6 %
群 馬		188	1,790	10.5 %		91	48.4 %
埼 玉		502	4,993	10.1 %		123	24.5 %
千 葉	- 3	396	3,510	11.3 %		113	28.5 %
東 京		1,579	15,362	10.3 %	+ 1	542	34.3 %
神奈川	- 1	785	6,259	12.5 %	+ 3	196	25.0 %
新 潟		319	2,347	13.6 %	+ 1	136	42.6 %
長 野	+ 2	424	2,180	19.4 %		119	28.1 %
山 梨		110	850	12.9 %		9	8.2 %
富 山	- 1	311	1,245	25.0 %		58	18.6 %
石 川	- 2	302	1,347	22.4 %	+ 1	53	17.5 %
福 井	- 1	220	1,002	22.0 %		53	24.1 %
静 岡		430	3,211	13.4 %		132	30.7 %
愛 知	- 1	557	5,218	10.7 %		135	24.2 %
三 重	- 2	181	1,180	15.3 %		63	34.8 %
滋 賀	- 1	181	1,181	15.3 %		33	18.2 %
京 都	+ 8	347	2,184	15.9 %	+ 2	97	28.0 %
大 阪	- 5	771	6,557	11.8 %	+ 2	199	25.8 %
兵 庫	- 3	413	3,397	12.2 %	+ 1	107	25.9 %
奈 良		108	951	11.4 %		22	20.4 %
和歌山	+ 1	131	789	16.6 %		26	19.8 %
鳥 取		103	490	21.0 %		45	43.7 %
島 根		121	637	19.0 %		63	52.1 %
岡 山		384	1,514	25.4 %		62	16.1 %
広 島		345	2,385	14.5 %	+ 1	129	37.4 %
山 口	- 2	111	1,070	10.4 %		37	33.3 %
徳 島		105	870	12.1 %		14	13.3 %
香 川		100	1,120	8.9 %		17	17.0 %
愛 媛	+ 3	161	1,189	13.5 %		40	24.8 %
高 知		141	657	21.5 %		27	19.1 %
福 岡	- 2	472	3,753	12.6 %	+ 1	152	32.2 %
佐 賀		182	622	29.3 %	+ 1	36	19.8 %
長 崎	- 1	260	859	30.3 %		42	16.2 %
熊 本	+ 1	227	1,268	17.9 %		96	42.3 %
大 分		145	925	15.7 %		37	25.5 %
宮 崎		117	1,094	10.7 %		52	44.4 %
鹿児島	+ 3	322	1,275	25.3 %		82	25.5 %
沖 縄		195	1,317	14.8 %		61	31.3 %
計	- 6	14,835	102,402	14.5 %	+ 13	4,141	27.9 %

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。